

## 矢吹町文化振興審議会に関する条例(平成8年3月18日条例第20号)

最終改正:平成19年3月30日条例第11号

改正内容:平成19年3月30日条例第11号[平成22年11月30日]

○矢吹町文化振興審議会に関する条例

平成8年3月18日条例第20号

## 改正

平成19年3月30日条例第11号

矢吹町文化振興審議会に関する条例

(設置)

**第1条** 矢吹町文化・スポーツ振興条例による文化振興を図るため、矢吹町文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

**第2条** 審議会は、矢吹町の文化振興について、教育委員会の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 芸術文化活動の振興に関すること。
- (2) 伝統的文化の保存、継承及び活用に関すること。
- (3) 自主的文化活動の促進に関すること。
- (4) 生涯学習の機会及び場の提供に関すること。
- (5) 青少年のための文化活動の機会及び場の提供に関すること。
- (6) 文化情報の収集及び提供に関すること。
- (7) 国際文化に関すること。
- (8) 文化の視点に立ったまちづくりに関すること。
- (9) 文化施設及び設備の整備に関すること。
- (10) 図書館運営に関すること。
- (11) 公民館運営に関すること。
- (12) 文化センター運営に関すること。
- (13) ふるさとの森芸術村の運営に関すること。
- (14) その他文化の振興に関すること。

(組織)

**第3条** 審議会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員がその職務を行うための報酬及び費用弁償は、矢吹町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年矢吹町条例第5号)の定めるところによる。

3 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

5 審議会に会長及び副会長1名を置く。

6 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

7 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任命)

**第4条** 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が町長の意見を聞いて任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

**第5条** 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任することができる。

3 臨時委員は、特別事項に関する調査審議を終了した時、退任するものとする。

(議事)

**第6条** 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、教育委員会の事務局で処理する。

(細則)

**第8条** この条例に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項については審議会が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日条例第11号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。